

岐阜県公報

第 三 百 八 号
令 和 四 年 六 月 二 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(都 市 公 園 課) 二 六 八

告 示

令和四年度管理美容師資格認定講習会の指定

令和四年度管理美容師資格認定講習会の指定

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

の指定

指定医療機関の廃止の届出

指定医療機関の名称の変更の届出

指定訪問看護事業者等の名称の変更の届出

指定介護機関の廃止の届出

指定介護機関の名称等の変更の届出

道路の区域変更

道路の供用開始

電線共同溝整備道路の指定

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

公 示

土地改良区の定款の変更認可

落札者等に関する公示

(岐 阜 農 林 事 務 所) 二 七 五
(会 計 課) 二 七 五

正 誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西 濃 農 林 事 務 所) 二 七 六

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表を次のように改める。

一 養老公園

心のテーマパーク養老天命反転地

区 分	単 位	金 額 (円)
コインロッカー	一 回	一〇〇〇

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により令和四年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントシアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区上前津二丁目一〇番二八号美容あいち会館一階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
令和 四・一・七	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一・一・四	衛生管理	同
同 一・二・八	衛生管理	同

四 受講料

一万六千円

岐阜県告示第二百十七号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により令和四年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントシアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区上前津二丁目一〇番二八号美容あいち会館一階

三 開催日等

開催年月日	令和 四・一・七	講習内容	公衆衛生 衛生管理	開催場所	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同	一一・二四	衛生管理	同	同	
同	一一・二八	衛生管理	同	同	

四 受講料

一万六千円

岐阜県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
さらさらクリニック	各務原市六軒町四丁目四六番地	令和 四・四・一
愛生歯科医院	美濃市八四番地二〇	同
秋田歯科医院	羽島郡岐南町三宅二丁目一九番地	同
たんぼぼ歯科	美濃加茂市西町六一〇	同
アクア歯科	大垣市林町六八〇 アクアウォーク大垣一F	同
ツリようすけ歯科クリニック	揖斐郡大野町黒野一七三三四	同

エムハート薬局 関店	関市西本郷字笹島二二八番一	同
エムハート薬局 蘇原店	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇〇番二	同
エムハート薬局 各務原店	各務原市蘇原持田町三丁目五三番一	同
V・drug 松波総合病院前薬局	羽島郡笠松町田代字天神二五五	同
柏友堂 薬局	郡上市白鳥町白鳥二〇一	同
エムハート薬局 見栄町店	多治見市栄町一丁目三七番二号	同
V・drug 七宗薬局	加茂郡七宗町上麻生字渡合二一六一	同
エムハート薬局 西本町店	土岐市泉町久尻字西本町一一番七	同
エムハート薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原一〇二番二	同
萩原 薬局	下呂市萩原町萩原九〇五番地	同
中川クリニック	羽島市竹鼻町狐穴二五〇番地一	令和 四・五・一
岐阜駅前糖尿病クリニック	岐阜市神田町九丁目二七番地 大岐阜ビル三階	同
かわい歯科クリニック	羽島市竹鼻町狐穴一一三番地	同
しょうなん調剤薬局 竹鼻店	羽島市竹鼻町狐穴二五〇番二	同

岐阜県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十

五条の三の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
-------------	---------------------	----------------	-----------------	-----------

FIKA FA RM株式会社	羽島市竹鼻町錦町一〇番地 うちらら一〇四号	FIKA訪問看護リハビリステーション	羽島市竹鼻町錦町一〇番地 うちらら一〇四号	令和 四・四・一
----------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	----------

株式会社N・Y story	大垣市上面二丁目五四番地三	訪問看護ステーション フォーカス	大垣市上面二丁目五四番地三	同
---------------	---------------	------------------	---------------	---

株式会社フアイーストナース	東京都港区新橋二丁目二番一六号	訪問看護ステーションあやめこ	可児市川合五四三番一	令和 四・五・一
---------------	-----------------	----------------	------------	----------

岐阜県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高橋小児科・眼科	各務原市蘇原六軒町四四六	令和 四・三・三一
愛生歯科医院	美濃市上条八四二〇	同

秋田歯科医院	羽島郡岐南町三宅二一一九	同
--------	--------------	---

たんぼば歯科	美濃加茂市西町六一〇	同
--------	------------	---

アクア歯科	大垣市林町六八〇	同
-------	----------	---

エムハート薬局 関店	関市西本郷字笹島二二八一	同
------------	--------------	---

エムハート薬局 蘇原店	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇〇番二	同
-------------	-------------------	---

エムハート薬局 各務原店	各務原市蘇原持田町三 五三一	同
--------------	----------------	---

アオイ薬局 笠松店	羽島郡笠松町田代字天神二五五一	同
-----------	-----------------	---

柏友堂 薬局	郡上市白鳥町白鳥二〇一	同
--------	-------------	---

エムハート薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一丁目三七番二号	同
----------------	----------------	---

アオイ薬局 七宗店	加茂郡七宗町上麻生字渡合二二六一	同
-----------	------------------	---

エムハート薬局 土岐西本町店	土岐市泉町久尻字西本町二一番七	同
----------------	-----------------	---

エムハート薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二一〇二二二	同
--------------	--------------------	---

萩原 薬局	下呂市萩原町萩原九〇五番地	同
-------	---------------	---

工藤 医院	飛騨市神岡町殿七八九四	同
-------	-------------	---

株式会社 松原薬局ストア	各務原市那加栄町一	同
--------------	-----------	---

ピノキオ薬局 美山店	山県市岩佐高屋前八二八一	令和 四・四・一
------------	--------------	----------

岐阜県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 ココカラファイン 薬局駒場店	中津川市駒場字西山一六六六 三	令和 四・ 四・ 一
旧 Zippファーマシ 白沢駒場薬局	七四一	

岐阜県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類
医療法人社団 誠道会	各務原市鷺沼山崎町六八二二	訪問看護
同	同	訪問リハビリテーション
同	同	居宅療養管理指導

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
ソフィアメディ株式会社	東京都品川区西五反田一三八	新 ソフィアメデイ訪問看護ステーション	大垣市木森町六七〇 西棟	令和 四・ 四・ 一
旧 ソフィア訪問看護ステーション大垣				

岐阜県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	
同	各務原市鷺沼東町五三九二二	令和 四・ 二・ 二八

ソフィアメデイ株式会社	東京都品川区西五反田一三八	訪問看護	新	ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣
旧 株式会社ファークス	東京都千代田区神田練堀町六八番地一ムラタヤビル三階	介護予防訪問看護	旧	ソフィア訪問看護ステーション大垣
新 株式会社ユニスマイル	同	居宅療養管理指導	同	同
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同
同	同	同	同	同

岐阜県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年六月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
平安	八田線	安八郡安八町大森字中沼四二番六地先から同郡同町同字同四一六番一地先まで	前 後	一六・二 一七・八	四・六 四・六	

岐阜県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

大垣市末森町六七〇	同	同	同	同
不破郡垂井町杵録二二一〇四五	同	同	同	同

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年六月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三三三号	揖斐郡揖斐川町檜原字素古二七一番二地先から同郡同町同字同一六三番一地先まで	前 後	三・三 一六・三	八・四 八・四	

岐阜県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年六月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	八寒 幡水線	郡上市八幡町河鹿字西ノ笠五 七番二地先から 同 市同 町同 字焼山六番 三地先まで	二六・七	令和 四・六・三	平成 三〇・三・七

岐阜県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年六月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道	四百十七 号	揖斐郡揖斐川町鶴見字鬼姫生 向一六七四番一地从先から 同 郡同 町同 字悪谷 一六六二番三地从先まで	三三・〇	令和 四・六・三	昭和 三〇・四・一 平成 三〇・三・一六

岐阜県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年六月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道	四百十七 号	揖斐郡揖斐川町東横山字仙ヶ 谷一四六一番七地从先から 同 郡同 町同 字同 一四六二番六地先まで	三四・三	令和 四・六・三	昭和 三〇・四・一 平成 三〇・三・一六

岐阜県告示第二百三十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	指定の部分	備考

県道	古川線	飛騨市古川町殿町五番三八 地先から	110.0	上下線
		同市同町式之町一番一 七地先まで		

岐阜県告示第 212 号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（令和二年岐阜県告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、令和四年七月十一日から適用する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

別表海津支店の項中「海津明誠高等学校」の下に「海津特別支援学校」を加え、同表今尾代理店の項を削る。

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 方 県 土 地 改 良 区	令 和 四 ・ 六 ・ 六

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察放置駐車違反管理システム機器等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年3月18日
- 4 落札者を決定した日 令和4年4月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱HCキャピタル株式会社
執行役員 安米 肇純
- 6 落札金額 169,730,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約工事検査係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 車両用及び歩行者用交通信号灯器 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年3月29日
- 4 落札者を決定した日 令和4年5月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市茜部藪野四丁目134番地
アノ口通信株式会社

代表取締役 葉島 裕和

6 落札金額 78,860,100円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約工事検査係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県警察本部の公告

岐阜県の物品物販又は特定役務の提供手続の採用を定める規程（平成十七年岐阜県規程第百二十号）第十一條の改正により、次のとおり改正がなされたことによる。

令和四年六月二十一日

岐阜県警察本部 田 邊 謙

1 調達物品の名称及び予定数量

交通信号制御機 (P 11形インタフェース規格) 灯器出力数12 74基

交通信号制御機 (P 11形インタフェース規格) 灯器出力数18 11基

交通信号制御機 (P 11形インタフェース規格) 灯器出力数24 1基

交通信号制御機付加機能時刻修正機能 60式

交通信号制御機付加機能高齢者感应機能 1式

交通信号制御機付加機能リコール1機能 1式

交通信号制御機付加機能ギヤッパ感应機能 1式

交通信号制御機付加機能連動子機能 2式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和4年3月29日

4 落札者を決定した日 令和4年5月10日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区葵二丁目12番1号ナカノビル

コイト電工株式会社 名古屋支店

支店長 黒川 鋭光

6 落札金額 41,580,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約工事検査係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

出 張

(外出出張)

令和四年六月三日(木) 土地改良区役員の高田俊己の退任及び就任(高田俊己の退任後から三日間中「高田俊己」を「高田俊己」の職名とする。)